

「ごみ出しのルールを守りましょう」

ごみ出しのルールを守らずにごみを出す人が増えているため、猫やカラスがごみを荒らし、近所の人が迷惑しています。

ごみを出すときは、次のことに注意してください。

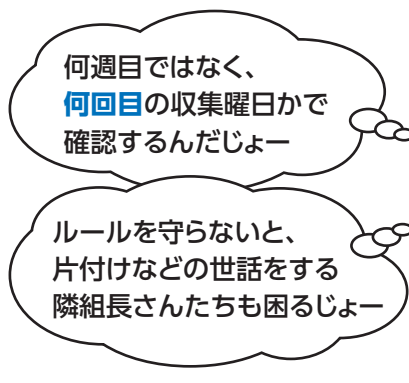
- ◆夜10時までに出す
- ◆決められた場所に出す
- ◆指定ごみ袋の口は必ず結ぶ
- ◆正しく分別する
- ◆収集日を確認して出す

特に、もえないごみの収集日間違いが多く見受けられます。

出す日を再確認しましょう

- ◆ビン・缶
- ◆2回目と4回目の決められた曜日
- ◆その他のもえないごみ
- ◆3回目の決められた曜日
- ◆ペットボトル・白色トレー
- ◆1回目と3回目の決められた曜日

もえないごみを出す日、間違えていませんか



左のようにカレンダーを縦に見ることで、何回目の曜日か、分かりやすくなります。

カレンダーの見方

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	1

※11日、12日、13日は「2回目の日曜日」の収集日です。14日は「3回目」、15日は「4回目」、16日は「5回目」の収集日です。17日は「5回目」の収集日です。

※収集日は地区ごとに「ごみの正しい出し方」(広報「大野城」3月15日号に折り込み)に掲載されています。また、市ホームページでもカレンダー形式で掲載しています。

※ルールを守らずに出されたごみは、警告シールが貼られ、収集されません(夜10時以降に出されたごみは警告シールが貼られていない場合があります)。警告理由を確認し、次の収集日に出し直してください。

※事業所から出るごみを家庭用ごみ袋で出しても収集できません。事業所から出るごみの処理方法は、問い合わせてください。

※分別については「ごみの正しい出し方」や「ごみ分別一覧表」(公民館や問い合わせ先で配布)または、市ホームページを確認してください。

もえないごみ置き場の確認を

もえないごみは、専用のごみ置き場がある共同住宅を除いて、地区で決められたごみ置き場に出してください。決められた場所以外に出されたごみは回収できません。

もえないごみ置き場は、地区によって変更される場合があります。特に4月から6月までは変更されることが多いため、公民館などで確認してください。

●問い合わせ先

環境・最終処分場対策課 廃棄物・最終処分場担当

☎(580)1889

放置自転車をなくし 快適なまちへ

公共の場所(歩道上や駐輪場など)への自転車の放置を防止することで、良好な環境の確保やまちの美観を維持し、快適で安全なまちづくりを目指しています。

路上の放置自転車は、歩行者、特に視覚障がい者や高齢者など大勢の人の通行の妨げとなっています。また、駐輪場内に放置された自転車で、停める場所が狭くなり、利用者が困っています。

放置自転車には警告シールを貼って、注意を促し、移動されない場合は、市が撤去保管し、その後処理しています。

美しいまちはみんなのもの。マナーを守って、他人に迷惑を掛けない快適な環境維持に、協力をお願いします。

●問い合わせ先

建設管理課施設担当

☎(580)1883